

平成28年度（平成27年度の事務対象）

## 教育に関する事務の点検及び評価報告書

平成28年8月26日

三条市教育委員会

# 目 次

## 1 教育に関する事務の点検及び評価について ..... 1

### 2 点検・評価対象項目

項 目	担 当	評価	ページ
<b>1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実</b>			
(1) 学校運営改善システムの構築	小中一貫教育 推進課	B	3
(2) 開かれた学校づくり		A	4
(3) 教職員の資質や指導力の向上		B	5
(4) 確かな学力の育成		B	6
(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実		C	7
(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組 の推進		B	8
<b>2 社会の進展に対応した教育の推進</b>			
(1) ICT、グローバル化に対応した教育の推進	小中一貫教育 推進課	B	9
(2) 市民性を高める教育の推進		B	10
(3) 社会で自立するための特別支援教育の充実		B	11
(4) 学校外における学びの機会の充実		B	12
<b>3 学び続ける生涯学習環境づくり</b>			
(1) 生涯にわたる学習機会の充実	生涯学習課	B	13
(2) 魅力ある多様な学習活動の充実		A	14
(3) 生涯学習支援体制の整備		A	15
<b>4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実</b>			
(1) 幼児教育内容の充実	子育て支援課	B	16
(2) 幼保小連携の推進		B	18
(3) 家庭への支援の充実		B	19
<b>5 教育の充実を図る環境の整備</b>			
(1) 豊かな教育活動を支える環境の整備	教育総務課	B	21
<b>6 文化遺産の保存と活用</b>			
(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定	生涯学習課	B	22
(2) 埋蔵文化財の調査・保護		B	23
(3) 文化遺産の公開・活用		B	24

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

## 3 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況 ..... 26

# 教育に関する事務の点検及び評価について

## 1 実施方針

### (1) 趣旨

ア 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

イ 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関連条文抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### (2) 点検及び評価の方法

#### ア 点検及び評価の対象

三条市教育基本方針に掲げる 5 つの基本方針を推進する上で設定した指標及び文化遺産の保存と活用に関する事務事業とし、平成 27 年度の取組状況について点検及び評価を行います。

なお、教育委員会の権限に属する事務であることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務、並びに市長の事務とした青少年健全育成は、対象となりません。

#### イ 点検及び評価の方法

三条市が行う行政評価システムを参考に点検及び評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

#### ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

三条市教育事務点検評価委員会（定数 3 人 任期 2 年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

## エ 報告書の構成

(ア) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価について

(イ) 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

## オ 議会への報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

## 2 三条市教育事務点検評価委員会委員

氏 名	所 属 等
雲尾 周 (委員長)	新潟大学大学院現代社会文化研究科准教授
岡田 京子 (委員長職務代理者)	元燕市立燕南小学校教頭
小林 淳	三条市PTA連合会事務局長

# 1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実

## 1-1 (1) 学校運営改善システムの構築

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

「主体的に考え判断する力」「自己肯定感を基礎としたしなやかでたくましい心」「規範意識と他者への思いやりに根ざした豊かな人間関係を築く力」といった実社会を力強く生き抜く力を着実に育むため、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善する。

また、校務支援システム(※1)を、燕市、弥彦村と共同で導入し、市内全小中学校で運用することにより、教職員の多忙化解消と事務の効率化を進め、教員が児童生徒と向き合う時間の確保と生徒指導上の諸問題減少、学力の向上、教育情報管理の徹底を図る。

※1 校務支援システムとは、学籍、成績等、児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し教職員間で共有するシステム

### 【主な事務事業】

#### ① 小中一貫教育推進事業（制度移行推進事業）

中学校区における小中一貫教育の取組を着実に推進するとともに、これまでの実践や研究の成果を取りまとめ、全国に発信する。また、学校教育法に「義務教育学校(※2)」が法制度化されたことを踏まえ、制度移行に伴う課題の検討等を行い、取組を進めていく。

※2 義務教育学校とは、義務教育9年間（前期課程6年、後期課程3年）の教育を一貫して行う学校

#### ② 校務支援システム整備推進事業

市内全小中学校で運用を始める校務支援システムのスムーズな運用と定着を図る。システムの積極的利用により、市内小中学校の教職員の多忙化解消と事務の効率化を進め、教員が児童生徒と向き合う時間の確保と生徒指導上の諸問題減少、学力の向上、教育情報管理の徹底を図る。

### 【平成27年度における評価】 B

教育センター主催研修講座、指導主事による学校訪問等の取組により、小中一貫教育を軸としたシステムの教職員への定着は進んだ。

また、校務支援システム導入初年度でシステム運用に慣れていく段階のため、事務処理業務の作業時間が「かなり減った」「まあまあ減った」という肯定的評価を示す教職員が30%で、「少し増えた」「かなり増えた」という否定的評価を示す教職員が17%であった。

今後、操作等に慣れていくことで肯定的評価の上昇が見込まれる。

## 【今後の方針】

小中一貫教育関連事業については、研修会や学校訪問が有効に働いたと考えられるので、今後も取組を継続していく。

また、校務支援システムについては、機能の運用整備に伴い、使用方法についての研修を実施し、学校教職員のシステム運用により事務処理業務の効率化を進め、多忙化解消を図っていく。

## 1- (2) 開かれた学校づくり

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

小中一貫教育の推進に伴い、中学校区ごとの小中一貫教育推進協議会等を確実に運営していくとともに、学校評議員会等の活性化を図り、教育目標や計画、教育活動、学校と地域の連携など学校運営に関して意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

### 【主な事務事業】

#### ① 小中一貫教育推進事業(各中学校区推進事業)

各中学校区における小中一貫教育の取組を着実に推進するとともに、小中一貫教育推進協議会を開き点検・評価を行い、小中一貫教育を軸とした教育システムの改善を図る。

#### ② 学校評議員会

学校・家庭・地域が一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、校長は学校評議員会を開き、学校評議員から、学校の教育目標、教育活動、学校と家庭・地域との連携等、学校運営について意見を求め、学校運営の改善を図る。また、今後は学校運営協議会へと発展させる準備を進めていく。

### 【平成 27 年度における評価】 A

地域に開かれた学校づくりは、市内全小中学校で十分になされている。中学校区ごとに小中一貫教育推進協議会を開催し、中学校区ごとの教育課題や地域の課題を明らかにし、学校、保護者、地域の方々が協働してその改善策を打ち出している。それぞれの役割の中で取り組み、それを評価する PDCA サイクルが機能しており、保護者や地域の声を活かし、地域の教育資源や人材を活用することで、地域に開かれたそれぞれ特色のある学校運営がなされていると評価する。

## 【今後の方針】

魅力ある優れた教育機会を提供するため、小中一貫教育を軸とする教育システムを更に改善する。平成 29 年度の併設型小学校・中学校(※3)への移行に向けて、確実な実施準備を行う。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール(※4)）については、平成 29 年度にモデル校を中心に設置準備を進めていき、平成 30 年度末までに市内全小中学校に設置していく予定であり、児童生徒に多様な人たちとの交流機会などを提供することで個々の才能を最大限に伸ばす環境の充実を図る。

※3 併設型小学校・中学校とは、現在の小学校・中学校の枠組みは変えず、同じ教育目標の下、9年間の教育を一貫して行う学校

※4 コミュニティ・スクールとは、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させるための仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づく「学校運営協議会」が置かれている学校を指す。

## 1－(3) 教職員の資質や指導力の向上

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

魅力ある優れた教育機会を提供するため、これまで築き上げてきた小中一貫教育を軸とした教育システムを継続しつつ、それらを更に改善するとともに、児童生徒の成長を見通した継続性、発展性のある教育を展開するために、教育センターの研修を充実させ、教職員の資質・指導力の向上を図る。

### 【主な事務事業】

#### ① 小中一貫教育推進事業

教職員の資質・指導力の向上を図ることを目的に、小中一貫教育実践研修、小中一貫教育推進マネジメント研修等の教職員研修を開催する。また、指導主事が学校訪問を行い、教職員の授業力向上に向けた支援を行っている。

### 【平成 27 年度における評価】 B

教職員の資質・指導力の向上を目指し、教育センターの研修内容を充実させ、学校のニーズに柔軟に対応した学校訪問を行ってきた。受講者の研修に対する肯定的評価は高く、各学校からの要請による授業支援訪問の回数も増えてきている。教職員の研修意欲が向上し、着実に資質・指導力の向上が図られていると考える。

## 【今後の方針】

今後も教育センター研修の内容や方法を見直しながら、教職員にとってよりよい研修となるよう改善を行っていく。また、学校の教育課題に柔軟に対応できるような学校訪問（オーダーメイド訪問）を中心にした学校支援体制を構築していく。

## 1－(4) 確かな学力の育成

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

児童生徒の学力向上に向けて、標準学力検査（NRT）（※5）を実施し、中学校区ごとにその結果を活用した小中合同研修会を開催し、授業改善を図っていく。

また、教職員を対象に学力向上に係る研修会を教育センターで開催したり、指導主事が中学校区ごとの公開授業研究（協議会）に参加したりすることで、教員個々の資質（授業力・指導力）向上を図り、確かな学力の育成につなげていく。

※5 標準学力検査（NRT）とは、昭和25年に刊行された日本で最も多く実施されている標準化された学力検査である。標準化の過程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が保証されているため、客観的な学力測定に用いられている。

### 【主な事務事業】

#### ① 学力向上推進事業

児童生徒の充実した学校生活の具現と夢や希望の実現に向けて学力の向上を目指す。そのため、全国標準学力検査（NRT）等の結果を分析し、指導に活かすとともに、教職員研修を行い、教職員の資質や授業力の向上を図る。

### 【平成27年度における評価】 B

小学校段階、中学校段階の学力とも、目標値に到達している。標準学力検査（NRT）の結果を基にした小中合同研修会の実施、学力向上に係る研修会の開催、指導主事の学校訪問などが有効に働いていると考えられる。

## 【今後の方針】

平成27年度は、小学校段階、中学校段階とも目標を達成できたが、児童生徒は進級するため評価の対象者が変わっていく。また、人事異動により教職員も変わっていく。児童生徒、教職員が変わっていく中で、学力水準の維持向上を図っていく必要がある。



そこで、教育センター主催の学力向上研修や学校訪問では、9年間を見通した学習指導や学習規律、家庭学習習慣の定着など、小中一貫教育を軸とした教育活動を今後も推進できるように各校の教職員を支援していく。

## 1- (5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

hyper-QU(※6)を全学校で年2回実施し、児童生徒の実態把握・変容把握を行い指導改善に活用することで、いじめや不登校の未然防止を図る。また、「深めよう絆スクール集会」を中心に小中連携事業や異学年交流事業を行い、児童生徒の社会性の育成を図り、いじめの防止、不適応の予防に努める。

※6 hyper-QUとは、学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態並びに関わり方や配慮ある態度といった社会性について、児童生徒に対し質問紙法によって測定する心理テスト

### 【主な事務事業】

#### ① いじめ・不登校対策事業(hyper-QU関係)

hyper-QUにより、児童生徒をより客観的に見取することで、効果的な支援の手立てを構築できると同時に、小中9年間を貫く見取り、状況把握が可能となり、個々の児童生徒への小中連携した支援が可能となる。

### 【平成27年度における評価】 C

各中学校区で、多様な異学年交流を取り入れ、深めよう絆スクール集会を各中学校区単位で行った。成果指標の社会性に関するhyper-QUの結果も全国平均を上回る状況を維持しているが、目標としている全国平均+3.0ポイントに達していない。

### 【今後の方針】

各学校でhyper-QUの結果を活用した職員研修を確実にを行い、今後も各中学校区で、多様な異学年交流を取り入れたりと、児童生徒が参画する深めよう絆スクール集会を実施したり、異学年交流活動や授業における関わり合い活動を活発化するなどして、児童生徒の社会性の育成を図る活動に積極的に取り組む。

## 1-(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

食育では、子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、市内小中学校の児童生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する「1学校1取組」(柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定)を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

### 【主な事務事業】

#### ① 子どもがつくる弁当の日

「子どもがつくる弁当の日」の取組を推進することにより、親子の触れ合いを含む家庭教育力の向上と子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

小学校5・6年生と中学校1～3年生が、自分の弁当を保護者と一緒につくったり自分だけでつくったりする日を各校に設定してもらおう。

#### ② 1学校1取組

体力テスト(※7)(8種目)の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに、弱点部分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的に体力の向上が図られるよう実践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の計画づくりに活かす。

※7 体力テストとは、全児童生徒の体力・運動能力を測るテスト。8種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ(中学校はハンドボール投げ))を実施し、学年別・男女別に平均値を算出する。

### 【平成27年度における評価】B

食育では、「子どもがつくる弁当の日」の実施が目標の全69学年となり、全194回(平均2.8回)行われた。各回のねらいに対する評価は「大変よい」が約77%、「よい」を加えた肯定的評価は約96%と高い。弁当づくりを通して、子どもたちの食や健康への関心を高めることにつながっている。

体力づくりでは、「1学校1取組」策を中心に各校で体力向上のための取組が継続的に行われたことにより、全国体力・運動能力、運動習慣等調査32項目中13項目が県平均を上回った。目標の50%超には届かなかったものの平成26年度より回復した。今後も各校の「1学校1取組」の実践に力を入れる。

## 【今後の方針】

食育では、今年度の取組を継続するとともに、各校教職員への啓発を行うため、3年に1回の頻度で講演会を実施する。

体力づくりでは、全国体力・運動能力、運動習慣等調査 32 項目中 13 項目で県平均を上回り、平成 26 年度よりも向上が見られた。さらに、県平均への到達率 98%以上の項目が 7 項目あるので、今後はまず、この 7 項目を伸ばすための「1 学校 1 取組」の内容の工夫と改善を図る。

## 2 社会の進展に対応した教育の推進

### 2-1 ICT、グローバル化に対応した教育の推進

(小中一貫教育推進課)

#### 【施策の基本方針】

情報化、グローバル化など社会の進展に的確に対応するため、ICTの活用や外国語教育の推進を図り、情報活用能力や確かなコミュニケーション能力等を育成する。

#### 【主な事務事業】

##### ① デジタル教科書ソフトの整備

各小中学校に、主要教科【国語、数学（算数）、社会、理科、英語（中学校のみ）】のデジタル教科書ソフトを整備し、授業で有効活用してもらうことで、教育の質の向上を目指す。

##### ② A L T 等の業務委託

A L T (※8)や地域在住の外国人を指導者として市内小中学校へ派遣し、外国語活動・英語教育を推進する。児童生徒が生徒の英語や外国の文化に触れることを通して、外国語のおもしろさやコミュニケーションの大切さを知る機会とする。また、コミュニケーション能力を養うことや、英語力の向上を図る。

※8 A L Tとは、Assistant Language Teacher の略で、日本人教師を補佐する外国人による「英語・外国語活動教育補助者」のこと。

#### 【平成 27 年度における評価】 B

学年 1 台の電子黒板、主要 5 教科（小学校は 4 教科）のデジタル教科書を市内全小中学校に整備するとともに、有効活用のための研修を実施したことにより、教員の授業での ICT 活用能力は県及び国の平均を上回っている。

A L T の勤務状況に対する肯定的評価は、昨年度よりも向上し、ほぼ目標

を達成することができた。業務提携している業者と連携し、ALTの指導力向上に努めた成果が表れてきている。

### 【今後の方針】

教員の授業中におけるICTを活用して指導する能力を高めるために、電子黒板やデジタル教科書の有効活用について、今後も研修に力を入れていく。教員がICTを無理なく気軽に活用できる環境を整えていくこと（電子黒板、プロジェクターの導入）も、長期的な目標として同時に進めていく。

小学校中学年外国語活動導入と高学年「外国語」教科化に伴う授業時数増の国の方向性が示され、中学校でもこれまで以上にコミュニケーションを重視した外国語教育が求められている。ALTの指導力向上が、外国語教育の充実につながることから、提携業者、各学校とも十分連携を図りながら、ALTの指導力の向上を目指す。

## 2- (2) 市民性を高める教育の推進

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

三条の教育資源と人材を活用し、子どもたちの三条の自然や歴史への理解、科学的な思考力の育成、ものづくりの素晴らしさの感得、防災に関する基礎的・基本的事項の理解と安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を図る。また、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善し、実社会を力強く生き抜く力を育む。

### 【主な事務事業】

#### ① 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業

ふるさと三条への愛着、科学的なものの見方や感性、ものづくりへの関心・意欲、災害に際しても適切な意志決定をし、自分の命を自分で守る態度等、ふるさと三条を愛し、誇りに思い、次代の三条を担う子どもを育成する。

#### ② 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(刃物・ものづくり教育)

「和釘を作る」「小刀を使ってものを作る」「のこぎり、かんなを使って木を切る、削る」「砥石を使って包丁を研ぐ」などの活動を通して児童生徒のものづくりに対する興味・関心を高め、ものづくりの町三条のよさを知り、「ふるさと三条」を愛し、誇りに思う児童生徒を育成する。

#### ③ 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(科学教育推進事業)

児童生徒に対して、科学への興味関心を掘り起こし、科学的な好奇心と研究意欲を高め、問題解決能力と創造性を育む。

## 【平成 27 年度における評価】 B

三条市への愛着、事業への参加者数、事後評価での肯定的評価の割合から、児童生徒の三条の自然、歴史、文化への興味・関心や愛着が高まっていることが分かる。また、事業の活動内容についても満足している参加者が多く、充実した体験活動等が行われていたことが伺える。概ね良好な結果であった。

## 【今後の方針】

児童生徒が参加する事業では、体験活動の内容、方法、時間を見直し、参加する子どもの実態に一層合致するように工夫し、充実した体験活動が展開できるようにする。

## 2- (3) 社会で自立するための特別支援教育の充実

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

インクルーシブ教育システム(※9)の推進及び「障害者差別解消法」の施行(H28.4.1)に伴い、基礎的環境整備と合理的配慮の提供が法制化されたことにより、特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導体制の整備・充実及び教職員を対象とする研修会の実施等により特別支援教育の一層の推進を図る。

※9 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障がい者が持てる力を可能な限り最大限度まで発達させ、社会参加することを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

### 【主な事務事業】

#### ① 特別支援教育事業

特別な教育的配慮を要する児童生徒に対し提供する合理的配慮について、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に記載することにより、個に応じた適切な指導・支援を行う。

#### ② 特別支援教育研修会

インクルーシブ教育の推進や基礎的環境整備と合理的配慮についての提供を図ることを目的とした「参加型・対話型」の研修会を開催する。

## 【平成 27 年度における評価】 B

文部科学省委託のインクルーシブ教育システム構築モデル事業が3年目となり、嵐南小学校と月岡小学校において、障がい種に応じた交流及び共同学習の推進と学習上・生活上の困難を克服するための実効性の高い合理的配慮の研究を重ねることができた。

また、その研究・実践の成果を、市内小中学校教職員を対象とした特別支援教育研修会で発表することにより、参加者から、各校での今後の取組の参考としたいとの声が多く聞かれた。

特別な教育的配慮を要する児童生徒に対して、合理的配慮の提供により適切な指導・支援を行うことができた。

### 【今後の方針】

平成28年4月1日施行の「障害者差別解消法」について周知を図るとともに、各小・中学校において、基礎的環境整備と合理的配慮の提供が行われることを目指し、教職員対象の研修会等の内容を充実させ、教職員の特別支援教育への理解を深めるとともに指導力の向上を図る。

## 2-4 学校外における学びの機会の充実

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

一人一人の子どもの学びたいという気持ちに応え、子どもの持っている力を更に伸ばすため、成績上位で学習意欲が高い児童生徒を対象に、民間教育機関を活用した指導力の高い講師による学習機会を提供し、更なる学力向上を目指す。一方、学校の授業内容をより確かなものにしたいという児童生徒を対象に、教員OBや市民ボランティアを指導者として学習の場を提供し、学習に対する自信をつける。

### 【主な事務事業】

#### ① さんじょう学びのマルシェ

児童生徒の学習習熟度別に5種類の定期講座を1年を通じて実施する。土曜日に開催する2講座は、学校の補充学習を中心として年30回、日曜日に開催する3講座は、発展的な学習を中心として年36回実施する。指導者は、土曜日が教員OBや市民ボランティア、日曜日は委託業者の講師とする。

### 【平成27年度における評価】 B

参加している児童生徒が、自身の学習状況に適したコースを選択することができ、適切な学習を進めることができている。受講生のアンケート記述から、学習の満足度や今後の学習意欲の向上が伺える。

### 【今後の方針】

会場を増設することで、より多くの児童生徒へ学習の機会を提供していく。

学習効果を実感している受講生やその保護者からの情報により、年度内に新たな受講希望が予想されるため、今後も通年の受付とする。

### 3 学び続ける生涯学習環境づくり

#### 3-1 生涯にわたる学習機会の充実

(生涯学習課)

##### 【施策の基本方針】

市民一人一人が「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供する。

##### 【主な事務事業】

###### ① 青少年体験教室

様々な体験活動を通して子どもたちの知的好奇心や想像力を豊かにし、自立心の育成や参加者同士の交流を図るための事業を推進する。

###### ② 教養講座・文化講座

市民の主体的な学習活動や地域社会へ貢献する活動への支援及び三条市の特性を活かした学習活動を提供するため、分館も含めた全市10公民館で教養講座・文化講座を開催する。

###### ③ 高齢者教育に資する講座

社会環境の変化に適応できるよう幅広い分野にわたる学習の機会を提供し、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを促進し、高齢者の充実した生活を支援するための事業を実施する。

##### 【平成27年度における評価】B

社会環境の変化に適応できるよう幅広い分野にわたる学習の機会を提供し、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを促進するとともに、学習の成果を地域社会の様々な活動の中で活かせる仕組みをある程度構築できた。

また、固定観念に捉われない新しい発想で生涯学習や公民館事業のPRを行い、さらに、市民目線に立った施設の柔軟な利用促進を図ることを目的に、公民館の駐車場等を活用した「人を集める・人が集まる」にぎわいイベントを開催することなどにより、新たな利用者を獲得できた。

##### 【今後の方針】

今後も、ライフステージに応じた市民ニーズを的確に把握し、生涯にわたって学び続けようとする市民にとって理想的な学びの場を提供するとともに、

常にスマートウェルネス(※10)三条の視点を持ち、ステージえんがわを含むまちなかの社会教育施設等の有機的な連携を図り、まちなかのにぎわいにつなげる事業を展開する。

さらに、三条市総合計画及び第2次三条市生涯学習推進計画に基づき、これまでの高齢者の概念を「参加する人」から「支える人・担う人」へと転換していくために、高齢者が特に関心を持って参加し、次の活動につながるような事業を実施する。

※10 スマートウェルネスとは、歩くことによる「身体」の健康はもちろん、人との出会いを通じ「心」の健康や「生きがい」までを含めた「健幸」につなげ、市民の安心安全で豊かな生活を推進しようとする行政施策のこと。

### 3-2 魅力ある多様な学習活動の充実

(生涯学習課)

#### 【施策の基本方針】

中高年層を中心に市民が多様な学習活動・機会を通じて「参加する人から担う人・支える人」へ転換し、もって循環型生涯学習の推進を図る。

#### 【主な事務事業】

##### ① きっかけの1歩事業の実施(「まちなか」テーマ型コミュニティ)

これまで公民館ではやったことがない突拍子もないプログラムを実施し、魅力ある多様な学習機会の提供と外出機会の創出を図る。

##### ② さんじょう 108appy 事業の実施

市民が主体となって実施する「まちなかのにぎわいイベント」を支援することによって、まちなかへの日常的な市民の外出機会を創出する。

##### ③ 出張型きっかけの1歩事業の実施(「下田地域」地縁型コミュニティ)

下田地域の自治会が管理する集落センターを会場に、地域住民が気軽に出席したくなるような事業の開催を通じて地域のつながり・絆の再構築を図る。

#### 【平成27年度における評価】 A

高齢者の外出機会の創出と生涯学習人口の拡大を図ることを目的に、これまで公民館ではやったことがない視点を持った「きっかけの1歩」事業に取り組み、当初目標の27事業を超える44事業を開催し、延べ3,397人の参加があった。

また、参加者のうち、45.5%が公民館をよく利用する人以外の方であったことから、きっかけの1歩事業の特色である「突拍子もないプログラム」は、市民の外出機会の創出と新規利用者の拡大につながった。



## 【今後の方針】

「きっかけの1歩事業」を更に拡充し、魅力ある多様な学習機会の充実と外出機会の創出を図るとともに、次のステージとなる趣味・就労・ボランティアなどの生きがいの創出や社会参画活動へつなげる仕組みの構築に努める。

また、広報さんじょうはもとより、パンフレットやチラシの作成を行うとともに、来館者等への声掛け・クチコミによる事業PRを図る。

## 3- (3) 生涯学習支援体制の整備

(生涯学習課)

### 【施策の基本方針】

市民の主体的な学習活動を支援するため、各種教養講座等の開催を通じて、市民自らが得た知識・経験や学習成果をボランティア活動等によって地域に還元する仕組みの構築を図る。

### 【主な事務事業】

#### ① 市民総合大学

市民が学びの成果やその知識・技術を活かし、自らが講師となる教養・体験講座等を企画し、運営する。

#### ② ITリーダー養成講座

公民館パソコン教室の指導者を養成するためのITリーダー養成講座を開催する。

#### ③ レクリエーションリーダー養成講座

楽しく気軽に体験できるレクリエーションに関する講座を開催し、各種イベント・事業等で活躍できる人材を養成する。

### 【平成27年度における評価】 A

「市民自らがアイデアをカタチにする」をコンセプトとして開催した市民プロデュース事業『市民総合大学』を3講座開催し、定員60人を超える74人の参加があり、事業終了後の市民満足度調査では、「とても良い(評価5)・良い(評価4)」と回答された方の合計が82.5%となったことから、市民ニーズを的確に捉えた事業が実施できた。

さらに、ITリーダー養成講座を受講した6人中、5人が指導者登録を行い、パソコン教室ボランティアを体験する機会を得たことなどから「新たな活躍の場の創出」につなげることができ、学習の成果を地域に還元する仕組みが効果的に機能した。

## 【今後の方針】

学習の成果を社会へ還元できる人材の育成を目指し、各種公民館講座や指導者養成講座等を開催する。さらに、多様化する市民の学習ニーズへの的確な対応が必要とされることから、生涯学習に対する相談や問い合わせなどに応えていくための環境整備を進めるとともに、様々な学習情報の収集・整理及びその発信・提供、学習成果の地域還元の仕組みづくりに努める。

## 4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実

### 4-1 幼児教育内容の充実

(子育て支援課)

#### 【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目1「幼児教育内容の一層の充実」における次の5つの施策体系の下で各取組を推進していく。

##### ① 「遊び」を通じた豊かな教育活動

子どもの運動遊びの時間が少なくなっていることから、体を動かして遊ぶ機会と時間を増やし、運動遊びを推進する。

##### ② 特別な配慮が必要な子どもへの支援

発達障がいを含め、何らかの支援が必要な子どもに対して、一人一人の個性や特性を的確に把握するとともに、その子の持てる力を高めるよう支援する。

##### ③ 幼稚園と保育所（園）の連携

幼稚園と保育所（園）の交流を図り、互いの活動の理解を深める。

##### ④ 教職員の資質や専門性の向上

一人一人の職員の知識や技術等は、日頃の保育に反映されることから、園内、園外研修や自己研鑽を通じて保育の専門性を高めていく。

##### ⑤ 信頼される幼稚園・保育所（園）づくり

行事等を通じた保護者や地域との連携、情報提供、情報公開に努めるなど、信頼される幼稚園・保育所（園）づくりを進める。

#### 【主な事務事業】

##### ① 保育者対象講演会の開催

幼児期運動指針や運動遊びの基本的な考え方及びその重要性についての講義と保育現場で実践できる運動遊びの実践例を紹介する。

##### ② 三条っ子発達応援事業

子ども・若者が学校や社会に適応できるよう、発達障がい等子どもの特

性にできるだけ早期に気づき、一人一人に合った適切な対応と継続的な支援を行う。

### 【平成 27 年度における評価】 B

運動遊びの推進では、保育者を対象に学識経験者の講演会を開催し、多くの施設が参加した中で、幼児期運動指針や平成 28 年度から新規に取り組む運動遊びの基本的な考え方及び重要性について理解を深めた。

特別な配慮が必要な子どもへの支援では、平成 26 年度から取り組んでいる「三条っ子発達応援事業」の「年中児発達参観」により、発達障がいを含め何らかの支援を必要とする子どもに早期に気付く仕組みが定着しつつある。

職員の資質向上等に向けて絵本講座等を開催するなどし、課題に応じた研修の機会を提供した。また、保護者との信頼関係を築くため、「保護者先生体験」の実施について啓発し、園が実施しやすい環境づくりに努めた。

### 【今後の方針】

平成 28 年度からを計画期間とする三条市幼児教育推進プラン（第 2 次）に基づき取組を推進していく。

運動遊びの推進については、幼児の体力測定の実施により運動能力の向上度を把握し、三条版運動遊びプログラムの作成に反映させていく。作成する同プログラムにより、幼稚園・保育所（園）等における運動遊びの実践を推進していく。

また、幼児期に体を動かして遊ぶ機会が減少することは、その後の児童期、青年期への運動に親しむ資質や能力の育成の障害に止まらず、意欲や気力の減弱、対人関係等のコミュニケーションをうまく構築できないなど、子どもの心の発達にも影響を及ぼすことにもなりかねない。さらには、家庭における養育環境によっても影響される側面もある。これらのことから、体を動かすことが幼稚園や保育所等での一過性のものとならないように生活全体の中で確保していくことが重要であるため、家庭でもできる取組などの情報を発信し、共に育てる姿勢を持てるようにしていく。

年中児発達参観については、実施施設数を平成 27 年度よりも更に拡大しながら取組を着実に実施していく。

幼稚園及び保育所（園）等において、発達支援教育のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーター研修を平成 27 年度から実施したが、今後も研修を継続実施することにより、発達支援コーディネーターとしての人材を拡充させるとともに、特別な支援や配慮を要する子どもに早期に気付く視点を更に深め、発達支援コーディネーターを中心としたサポート体制を確立していく。

## 4-2 幼保小連携の推進

(子育て支援課)

### 【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目2「幼稚園・保育所（園）等と小学校の連携の推進」における次の3つの施策体系の下で各取組を推進していく。

#### ① 確実な引継ぎ・継続的な支援

幼稚園や保育所（園）等での一人一人の特性に応じたきめ細かな支援を小学校等へ確実に引き継ぐ。特に支援の必要な子どもについては、個別の発達支援計画等を活用して継続的な支援を行う。

#### ② 交流活動の推進

幼稚園・保育所（園）等から小学校に入学する子どもたちは、期待感を持っている一方で、不安感を持つ子どもも少なからずいることから、全ての子どもたちが不安なく意欲を持って小学校に入学できるように、幼稚園・保育所（園）等と小学校の交流を推進する。

#### ③ 育ちのつながりを意識した指導

子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保するため、「安心わくわくプログラム」、「スタートモデルカリキュラム」を実践することにより、幼保小のそれぞれの良さを活かした保育・教育の充実を図っていく。

### 【主な事務事業】

#### ① 幼保小連携交流活動の実施

各中学校区を基本として、幼稚園・保育所（園）等と小学校が連携して行う幼保小・幼保・保保の交流活動を支援するとともに、交流活動の充実に向けて、効果的な運営方法の検討や情報交換を行うため、幼保小連携合同会議、幼保小連携実務者会議及び各中学校区ごとの幼保小連携会議を開催する。

### 【平成27年度における評価】 B

確実な引継ぎ・継続的な支援については、全ての施設において「要録」を小学校に引き継ぐとともに、幼稚園・保育所（園）等と小学校の懇談会等の場において情報交換を行い、また、施設への相互訪問を実施することにより、書面、懇談、訪問といった手段による連携、引継ぎの流れが構築されてきた。

交流活動の推進については、平成27年度において市内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校で延べ205回の交流活動を実施し、活動の充実を図った。

育ちのつながりを意識した指導については、接続期における小学校1年生のカリキュラムとして実践的に取り入れていくツールである「スタートモデルカリキュラム」を作成し、各小学校で平成28年度から活用できるようにし

た。

なお、交流活動の推進において成果指標を設定したが、その達成状況としては目標値には至らなかったところである。しかし、数値的には目標値に至らなかったとはいえ、約9割の施設が交流活動の推進に成果があったと回答していることは、着実に幼保小の連携を深めてきた結果と捉えており、接続期における連携・引継ぎの流れや「スタートモデルカリキュラム」による指導環境を構築してきたことと合わせ、概ね成果目標どおりと評価する。

### 【今後の方針】

平成28年度からを計画期間とする三条市幼児教育推進プラン（第2次）に基づき取組を推進していく。

確実な引継ぎ・継続的な支援については、「要録」とともに「個別の発達支援計画」を小学校に引き継ぎ、その活用を更に促進していく。

交流活動の推進については、引き続き、幼保小連携合同会議を開催し交流活動を支援するとともに、今後は活動回数にとらわれず、幼保から小学校に不安なくつなぐために、より効果的な交流活動になるよう質的向上や活動内容の充実を図っていく。

育ちのつながりを意識した指導については、職員の資質向上に向けて、保育参観（公開保育）や授業参観（公開授業）を通じた研修機会の積極的な取り入れを促進するとともに、幼保小それぞれの特質を理解し、日々の活動に活かしていくため、保育者と小学校教諭が相互に保育又は授業を実施する保育士体験・小学校教諭体験の啓発、促進を図っていく。また、幼保小連携合同会議等で「安心わくわくプログラム」、「スタートモデルカリキュラム」の活用、促進を図っていく。

## 4-③ 家庭への支援の充実

（子育て支援課）

### 【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目3「家庭への支援の充実」における次の2つの施策体系の下で各取組を推進していく。

#### ① 家庭の教育力の向上支援

子どもが育つ基盤である家庭での教育力の向上を目指し、保護者に対して子育てに関する学習機会の提供や情報提供等による支援を行うとともに、保護者が自信を持ち子育てが楽しいと感じることができるよう働きかけや環境づくりに努める。

#### ② 地域の子育て支援の拠点化

子育て支援センターや幼稚園・保育所（園）等は、地域に開かれた身近

な子育て支援の専門機関として、子育て中の親子が気軽に集え、交流できる場となる拠点づくりを進めるとともに、様々な媒体を活用した子育て支援情報の周知活動や相談事業を通じて、保護者が安心して子育てができるよう支援していく。

## 【主な事務事業】

### ① 家庭教育活性化支援事業

家庭、保育所（園）、学校が連携し、家庭における教育力の向上を図るため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催する。

また、乳幼児を育てる保護者を対象とする BP（親子の絆づくりプログラム Baby Program「赤ちゃんがきた」）講座（※11）、NP（Nobody's Perfect「完璧な親なんていない」）講座（※12）を開催する。

※11 BP 講座とは、初めて乳児（2か月～5か月）を育てる母親を対象に、子育ての基礎知識に関する学習や保護者同士の情報交換等を通じて、親子の絆づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

※12 NP 講座とは、乳幼児（0歳～3歳）を育てる保護者を対象に、子育ての知識や親としての役割等に関する学習と保護者同士の情報交換等を通じて、仲間づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

## 【平成 27 年度における評価】 B

家庭の教育力の向上支援では、家庭、保育所・園、学校が連携した中で、子どもの成長に合わせて年少児の参観時、小学校入学前の健診時、中学校入学説明会時の機会を捉え、ライフステージに応じた子どもへの関わりをテーマとした講座を開催した。保護者アンケートの結果では、講座の役立ち度がほぼ目標としたレベルであったことから、適切な学習機会を提供することができたと考える。

## 【今後の方針】

平成 28 年度からを計画期間とする三条市幼児教育推進プラン（第 2 次）に基づき取組を推進していく。

家庭の教育力の向上支援に関しては、これまで子どもへの関わりをテーマとした家庭教育講座を行い、参加者からは一定の評価を得てきたが、今後は、子どもの成長段階に沿った内容に加え、子どもの生活習慣の実態などを捉えた新たなテーマの学習機会となるよう講座内容の充実を図っていく。

また、父親が家庭教育について学習する機会が少ないことから、様々な媒体を活用した家庭教育に関する情報提供を始め、様々な学習機会について、父親からの参加が期待できる方策を検討していく。

地域の子育て支援の拠点化に関しては、新たに嵐北地域に子育て拠点施設

を整備し、平成 28 年 4 月に「あそぼって」としてオープンした。既存の同種施設「すまいるランド」や各地域の子育て支援センター等とともに、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関として親同士の交流や相談事業の充実を図るよう更に周知を進めていく。あわせて、様々な問題に対して一貫した支援を行う「三条市子ども・若者総合サポートシステム」についても、各施設において利用者に周知を図っていく。

## 5 教育の充実を図る環境の整備

### 5-1 豊かな教育活動を支える環境の整備

(教育総務課)

#### 【施策の基本方針】

望ましい教育環境を将来にわたって維持し続けていくため、公立小学校の計画的な統廃合に取り組みながら、子どもたちが安心・安全で、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備を進める。また、そのほかの教育施設についても、老朽化対策など必要な検討を行い、市民の教育活動を支援する。

#### 【主な事務事業】

##### ① 小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定

「三条市教育制度等検討委員会最終報告」を尊重し、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考にしながら、学識経験者、地域及び保護者の代表者等で構成される「三条市学校適正規模検討委員会」等での意見を基に、小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定する。

##### ② 小・中学校施設耐震補強事業

耐震化優先度調査、耐震化二次診断の結果を基に、IS 値 0.7 未満の学校施設については、安全・安心で良好な教育環境を整備するため、耐震補強等を実施する。また、補強が困難な学校については、統廃合、移転改築等を実施し、耐震化率 100%を目標に取り組む。

#### 【平成 27 年度における評価】 B

学校規模及び学級規模の適正化については、「三条市教育制度等検討委員会最終報告」を尊重し、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考にしながら、学識経験者、地域及び保護者の代表者等で構成される「三条市学校適正規模検討委員会」等での意見を基に、「三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定した。

学校施設の耐震化については、国庫補助金等を活用し、大崎小学校及び第三中学校の耐震補強工事を行ったことにより、耐震化率が前年度より 6.7 ポイント上昇し、87.4%になった。

#### 【今後の方針】

学校規模及び学級規模の適正化については、「三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に定める「統廃合の検討を開始する基準」に該当する学校が発生した段階で、統廃合の検討を開始する。

学校施設の耐震化については、引き続き国庫補助等を活用しながら、耐震補強等を継続する。また、補強困難な学校については、統廃合、移転改築等を実施し、耐震化率 100%に向けて今後も計画的に事業を推進していく。あわせて、小中一体型校舎の整備についても検討する。

## 6 文化遺産の保存と活用

### 6-1 文化遺産の詳細調査・文化財指定

(生涯学習課)

#### 【施策の基本方針】

地域の暮らしの中に埋もれたまま失われつつある文化遺産を新たに価値付けし、地域資源として磨き上げ活用できるようにするため、詳細調査を行い指定文化財・登録文化財に指定・登録する。

#### 【主な事務事業】

##### ① 文化財総合調査

保存・活用が必要とされる文化遺産の基礎資料として作成された「三条市文化遺産リスト」に掲載された古文書、建造物などの文化遺産について、文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための詳細な調査を実施する。

##### ② 歴史の道八十里越保存・活用事業

文化庁選定歴史の道百選の一つである八十里越や周辺の文化遺産などについて、適切に保存・活用が図られるように調査などを実施する。

##### ③ 下田郷の歴史遺産再発見事業

下田郷の特徴的な歴史遺産を新たな宝として価値付けし、貴重な地域資源として適切に保存し活用につなげる。



## 【平成 27 年度における評価】 B

文化遺産リスト掲載物件を対象とした文化財総合調査を行い、価値付けされた地域の文化遺産 3 件について速やかに手続きを進め、県指定文化財・国登録有形文化財に指定・登録し、その価値を具体的に示して公開することができた。

また、中心市街地（一ノ木戸地区）歴史的建造物総合調査を行い、今後の保存・活用のために、基礎資料の整備を進めた。

新たに実施した歴史の道八十里越保存活用事業では、只見町と連携して国指定史跡を目指し、文化庁・県教委、森林管理署などと調整を行い現地確認を進めた。

下田郷の歴史遺産再発見事業では、下田郷のいしぶみ調査などを進め、文化遺産として新たに価値付けを行い、その成果を活かして企画展やいしぶみめぐりの開催につなげた。

## 【今後の方針】

文化遺産リストを対象とした文化財総合調査などにより、価値付けされた保護の緊急性や重要度の高い物件については、速やかに市指定文化財や国登録有形文化財に指定・登録し、地域資源として活用できるようにする。

特に、新たに地域の歴史的な魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する日本遺産の認定を受けた三条市にある構成文化財のうち、長野遺跡出土品などの市指定文化財未指定物件について、速やかに指定し適切に保管・管理した上で活用につなげる。

また、歴史の道八十里越については、国指定史跡を目指し現地調査や関係機関等の調整を進める。

## 6 - (2) 埋蔵文化財の調査・保護

(生涯学習課)

### 【施策の基本方針】

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整し、開発行為に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

### 【主な事務事業】

#### ① 諸開発関係 市内遺跡確認・試掘調査

諸開発に伴い遺跡の内容などを把握する試掘・確認調査を行い、開発行為に対する調整用資料を整備する。

#### ② 国道 403 号三条北バイパス整備関係 石田遺跡発掘調査

国道 403 号三条北バイパス整備事業に係る石田遺跡の発掘調査を行い保

護する。

③ まちなか交流広場整備事業関係 三条城跡発掘調査

まちなか交流広場整備事業に係る三条城跡の発掘調査を行い保護する。

【平成 27 年度における評価】 B

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、10 件の発掘調査を行い、適切に埋蔵文化財の保護が図られた。

発掘調査を必要としなかった案件を含めて、諸開発予定に伴い事前に埋蔵文化財の所在や試掘調査の実施の有無についての照会件数が、平成 27 年度 129 件あり、開発事業の計画策定段階から埋蔵文化財の保護について事前照会するという仕組みが定着している。

これらの中には民間からの照会も多く、民間開発予定地や個人住宅建設予定地における確認調査が増加しているが、適切に保護が図られている。

【今後の方針】

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、発掘調査が計画的に実施できるようにする。

また、開発事業計画策定段階から埋蔵文化財保護について事前照会する仕組みについては、今後とも周知徹底を図る。

6- (3) 文化遺産の公開・活用

(生涯学習課)

【施策の基本方針】

文化遺産や遺跡などの展示会や講座などを開催し、市民がふるさとの歴史・文化に触れる機会の充実を図る。

【主な事務事業】

① 遺跡展示会

遺跡発掘調査などの成果や本市にある全国的に著名な遺跡をより多くの市民に知ってもらうため遺跡展示会を開催する。

② 遺跡出前体験講座

当時の人々の暮らしを体験し、だれでも分かりやすく遺跡に親しむことができる遺跡出前体験講座を開催する。

③ 三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会

県指定文化財三条神楽と市指定文化財栄神楽の伝承と紹介のため鑑賞会を開催する。

## 【平成 27 年度における評価】 B

歴史の道八十里越リレー講演会を只見町と連携して開催し、八十里越の歴史と魅力を市民に周知するとともに、下田郷の歴史遺産再発見事業で行った下田郷のいしぶみ調査の成果を速やかに活用し、いしぶみ展示会、いしぶみめぐり、夏休み親子いしぶみめぐり、いしぶみ座談会（13 地区）を行い、新たに価値付けられた歴史資源に触れる機会の充実を図った。

また、歴史的建造物探訪ツアーや石田遺跡現地説明会、犬川原北遺跡現地見学会を行い、調査成果を速やかに市民に周知した。さらに、火焰型土器などのレプリカを作成して、遺跡発掘調査速報展 2016 のイベントで公開するとともに神楽鑑賞会を開催することによって、市民に歴史・文化遺産に親しんでもらうことができた。

## 【今後の方針】

国指定史跡を目指している歴史の道八十里越のリレー講演会は、平成 28 年度は只見町で開催する予定であり、行政のみならず三条市民と協働で積極的に参加し相互に文化遺産を通じた交流を進める。

また、下田郷のいしぶみでは、夏休み親子いしぶみめぐりの参加申込みが少なかったので広報や募集方法などを含めた事業の再検討を行う。

新潟市・三条市・長岡市・十日町市・津南町で申請した日本遺産の認定を踏まえ、認定ストーリーや構成文化財などを地域が主体となって整備・活用し、国内外に戦略的に情報発信できるように努める。

指定文化財、登録有形文化財の公開・活用を推進するために公開方法の検討を行う。

## 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況

### 1 教育委員会の会議

#### 平成 27 年

##### ○第 6 回定例会（4 月 24 日）

報 告：報第 1 号 平成 26 年度第 4 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

報第 2 号 平成 26 年度第 2 回三条市文化財保護審議会会議録について

議 事：議第 1 号 三条市学校適正規模検討委員会設置要綱の制定について

議第 2 号 三条市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

議第 3 号 三条市図書館協議会委員の任命について

議第 4 号 三条市文化財保護審議会委員の委嘱について

議第 5 号 三条市スポーツ審議会委員の任命について

その他：（1）平成 27 年度学びのマルシェについて

（2）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

##### ○第 7 回定例会（5 月 26 日）

報 告：報第 1 号 専決処分報告について（三条市学校給食運営委員会委員の委嘱）

議 事：議第 1 号 三条市学校適正規模検討委員会委員の委嘱について

議第 2 号 三条市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

議第 3 号 三条市図書館協議会委員の任命について

その他：（1）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

##### ○第 2 回協議会（6 月 22 日・非公開）

##### ○第 8 回定例会（6 月 26 日）

報 告：報第 1 号 平成 27 年度第 1 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

議 事：議第 1 号 三条市図書館協議会委員の任命について

その他：（1）教育に関する事務の点検及び評価について

（2）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

##### ○第 9 回臨時会（6 月 30 日）

議 事：議第 1 号 今後の学校給食のあり方について（学校給食における牛乳について）

##### ○第 10 回定例会（7 月 26 日）

委員長の選挙、委員長職務代理員の指定、議席の決定

報 告：報第 1 号 平成 27 年度第 1 回三条市学校給食運営委員会会議録について

議 事：議第 1 号 三条市幼児教育推進プラン（第 2 次）の策定について

議第 2 号 平成 28 年度使用教科用図書の採択について（非公開）

その他：（1）三条市議会 6 月定例会の概要について

（2）学びのマルシェについて

○第3回協議会（7月26日・非公開）

○第11回定例会（8月11日）

報告：報第1号 三条市学校適正規模検討委員会の進捗状況について

○第12回臨時会（8月25日）

報告：報第1号 平成27年度第1回三条市図書館協議会会議録について

議事：議第1号 平成27年度教育に関する事務の点検及び評価について

議第2号 平成27年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について（非公開）

その他：（1）小中一貫教育全国サミットについて（進捗状況報告）

（2）教育委員学校訪問について

○第4回協議会（8月25日・非公開）

○第5回協議会（9月10日・非公開）

○第13回定例会（9月15日）

議事：議第1号 三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針について

議第2号 小学校の統廃合について

その他：（1）小中一貫教育全国サミットについて

○第6回協議会（9月15日・非公開）

○第14回定例会（10月26日）

報告：報第1号 平成27年度第1回三条市文化財保護審議会会議録について

その他：（1）第一中学校区小中一体校地域交流施設の愛称名の設定について

（2）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○第7回協議会（10月26日・非公開）

○第15回定例会（11月30日）

議事：議第1号 三条市立学校設置条例の一部改正について

議第2号 平成27年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について（非公開）

その他：（1）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

（2）三条市諸橋博士漢学の里の指定管理者の指定について

○第8回協議会（11月30日・非公開）

○第16回臨時会（12月18日・非公開）

○第17回定例会（12月25日）

報告：報第1号 平成27年度第2回三条市図書館協議会会議録について

議事：議第1号 三条市教育委員会の所管に係る三条市個人番号カードの利用に関する条例施行規則の制定について

議第2号 三条市教育委員会の所管に係る三条市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の廃止について

議第3号 三条市立図書館条例施行規則の一部改正について

議第4号 三条市幼児教育推進プラン（第2次）について

その他：（1）三条市議会12月定例会の概要について

（2）新潟県市町村教育委員会連合会の役員のあり方について

（3）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

## 平成28年

### ○第1回定例会（1月25日）

報告：報第1号 平成27年度第2回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

その他：（1）小中一貫教育推進状況について（概要報告）

### ○第1回協議会（1月25日・非公開）

### ○第2回定例会（2月18日）

報告：報第1号 平成27年度第3回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

議事：議第1号 平成27年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について（非公開）

議第2号 平成28年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）について（非公開）

その他：（1）平成27年度小・中学校卒業式参列者について

（2）小中一貫教育推進状況について（概要報告）

### ○第2回協議会（2月18日・非公開）

### ○第3回臨時会（2月26日・非公開）

### ○第4回臨時会（3月15日）

議事：議第1号 小中一貫教育制度移行及び学校運営協議会設置の基本的な考え方について

### ○第5回定例会（3月25日）

報告：報第1号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員の人事異動）

報第2号 専決処分報告について（校長及び教頭を除く教職員の人事異動の内申）

報第3号 平成27年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について

議事：議第1号 三条市丸井今井邸条例施行規則の一部改正について

議第2号 三条市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

## 2 総合教育会議

### ■第1回（6月26日）

議題：（1）総合教育会議について

（2）三条市総合教育会議運営要綱の制定について

（3）三条市教育大綱策定の方向性について

■第2回（9月18日）

- 議 題：（1）三条市教育大綱について  
（2）小学校の統廃合について

■第3回（12月7日）

- 議 題：（1）平成28年度当初予算に関する要望について

3 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

開催日	訪 問 校
10月26日	大面小学校 栄中学校
10月30日	長沢小学校
11月2日	森町小学校 飯田小学校
11月6日	本成寺中学校 西鱒田小学校 月岡小学校

4 教育委員の行政視察

開催日	視察先	内 容
1月27・28日	・埼玉県越谷市科学技術 体験センター ・栃木県真岡市科学教育 センター	・理科学習の取組 ・理科教育施設の果たす役割

5 教育関係会議への教育委員の出席

- ・全県教育長会議（4月17日 新潟市）
- ・関東地区都市教育長協議会総会（5月14・15日 千葉県千葉市）
- ・全国都市教育長協議会定期総会・研究会（5月21・22日 神奈川県厚木市）
- ・関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（5月29日 長岡市）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（10月15・16日 三条市）
- ・市町村教育委員会研究協議会（10月19・20日 埼玉県さいたま市）
- ・小中一貫教育全国サミット in 三条（10月22・23日 三条市）
- ・新潟県市町村教育長意見交換会（1月22日 長岡市）

6 その他の出席

小・中学校卒業式、裏館小学校80周年事業記念式典、成人式、市展、スポーツ大会等